

令和元年第 15 回 (7 月)  
上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和元年 7 月 18 日 (木) 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室
- 3 参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじの実施
- 4 付議事項  
議案第 70 号 参議院議員通常選挙における開票立会人の決定について
- 5 協議事項  
協議 1 参議院議員通常選挙における開票立会人向けの開票事務打合せ会の開催について  
協議 2 明るい選挙啓発ポスター作成の集いへの出席について
- 6 報告事項  
報告 1 参議院議員通常選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について  
報告 2 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更について  
報告 3 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更について  
報告 4 参議院議員通常選挙における期日前投票の状況について  
報告 5 専決処分した内容について

平成 30 年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会会長賞

「ちょっとまって 出かける前に 投票だ」

三和中学校 3 年 北峰 輝久 さん

◎参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの実施

開票立会人となるべき者として政党から届出のあった者  
別紙1のとおり

※届出のあった者が10人を超えず、また同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが2人を超えないため、くじは行わない。

議案第70号 参議院議員通常選挙における開票立会人の決定について

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条に規定する開票立会人について、次のとおり決定する。

- 1 開票立会人 別紙1のとおり

協議1 参議院議員通常選挙における開票立会人向けの開票事務打合せ会の開催について

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の開票作業を公平・公正かつ円滑に行うため、次のとおり開票立会人との打合せ会を開催してよいか協議する。

- 1 日 時 令和元年7月21日（日）午後7時30分から
- 2 場 所 リージョンプラザ上越 1階 会議室
- 3 次 第 (1) 開票管理者挨拶  
(2) 開票立会人の席順を決めるくじの実施  
(3) 協議
  - ・開票作業について
  - ・投票の効力決定方針及び署名について
- 4 提出資料 別冊のとおり

協議2 明るい選挙啓発ポスター作成の集いへの出席について

上越市明るい選挙推進協議会と共催する明るい選挙啓発ポスター作成の集いについて、次のとおり出席することとしてよいか協議する。

- 1 出席回数 1回（期間中いずれかの会場に出席）
- 2 日程調整

日 時	会 場	出席者
8月1日(木)9:00～11:30	浦川原コミュニティプラザ	
8月2日(金)9:00～12:00	板倉コミュニティプラザ	
8月5日(月)9:00～11:30	大潟コミュニティプラザ	
8月9日(金)9:00～12:00	市民プラザ	

## 報告 1 参議院議員通常選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について

令和元年7月3日付けで上越警察署長及び妙高警察署長から「違反の疑いのある文書の掲示状況について」の情報を得たので、第13回定例会の協議を踏まえて関係陣営に注意喚起し、同月8日から9日に改善確認の調査を行った結果、ほぼ全ての箇所改善が図られたことから、次のとおり取扱いを改め対応したことを報告する。

### ○ 違反の疑いのある文書の通報

#### 1 ポスター

上越警察署管内 174 枚（選挙区 161 枚、比例代表 13 枚）

妙高警察署管内 11 枚（選挙区 10 枚、比例代表 1 枚）

#### 2 撤去指導に向けての事前の情報提供

7月4日、関係者にFAXで注意喚起。7月6日までの撤去を指導。

### ○ 改善確認の結果（改善未了のもの）

#### 1 ポスター

上越警察署管内 22 枚（選挙区 17 枚、比例代表 5 枚）

妙高警察署管内 なし

※22枚のうち9枚は新規確認ポスター

### ○ 撤去指導を再度実施

改善未了のポスターは、その数量からして単なる対応漏れと思われるので、7月10日、再度撤去指導を行い、7月12日に全て改善されたことを確認した。

## 報告 2 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更等について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 5 項の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり選任者を変更し、告示したことを報告する。

- 1 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更  
別紙 2 のとおり
- 2 告示日  
令和元年 7 月 10 日

## 報告 3 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更等について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり選任者を変更し、告示したことを報告する。

- 1 投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更  
別紙 3 のとおり
- 2 告示日  
令和元年 7 月 17 日

## 報告 4 参議院議員通常選挙における期日前投票所の利用状況について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票の状況について、別紙 4 のとおり報告する。

## 報告 5 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 告 示

告示番号	告示日	件 名
66	令和元年7月10日	参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更について
67	令和元年7月16日	令和元年第 15 回（7 月）上越市選挙管理委員会臨時会について
68	令和元年7月17日	参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更について
69	令和元年7月18日	令和元年第 16 回（7 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について
70	同上	令和元年第 17 回（7 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について